



銀行の公正取引に 関する手引

八訂版

令和5年4月

はじめに

経済のグローバル化が進み、わが国経済の国際的地位が一層高まる中で、わが国企業に対しても、国際的にも通用する普遍性・合理性を持ったルールに則した企業行動が求められている。企業行動は、国際的に相互に理解可能な普遍性を有し、経済活動の成果が消費者の利益に適切に反映されるという意味での合理性を有することが必要であり、このためには公正かつ自由な競争の維持・促進が図られなければならない。独占禁止法は、こうした自由経済社会の健全な発展に不可欠な基本的なルールを定めた法律であり、この遵守・励行は企業にとって当然の責務である。

このことは銀行界についても例外ではなく、金融制度改革により金融の枠組みが大きく変わっていく中で、本来的な競争手段である貸出金利・預金金利・手数料といった価格の面のみならず、サービスなどの面においても、公正な競争の促進を図ることが広く社会から期待されている。さらには銀行行動そのものに対しても、経営の自己責任原則の下で、利用者利便を向上させ、利用者の合理的な期待に応え、かつ透明性・公正性を確保していくことが要請されており、銀行界としても、これらの点が重要な課題であると強く認識している。本手引は、こうした観点から、個別銀行において独占禁止法への対応を図る際のガイドとして作成しているものである。

本手引は、平成4年6月に発行しているが、その後、独占禁止法の改正等の状況を踏まえ、適宜改訂を行ってきた。

平成14年6月の最初の改訂では、独占禁止法の改正や金融制度改革により純粋持株会社が解禁され、銀行持株会社に係る法制が整備されたことなど、一連の制度改革に対応した改訂を行った。

平成18年6月の三訂版では、公正取引委員会「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について」（平成16年12月）を踏まえた改訂を行うとともに、独占禁止法改正（課徴金算定率の引上げ、課徴金減免制度の導入、犯則調査権限の導入、審判手続きの改正等。平成18年1月施行）、銀行法改正（優越的地位の濫用に関して禁止行為として規定等。平成18年4月施行）といった法律の改正に対応した改訂を行った。

平成21年12月の四訂版では、平成21年6月の独占禁止法改正（課徴金制度等の見直し（課徴金の適用範囲の拡大、主導的事業者に対する課徴金の割増、

課徴金減免制度の拡充等)、不当な取引制限等に係る懲役刑の引上げ、企業結合制度の見直し等。平成 22 年 1 月施行)を踏まえた改訂を行った。

平成 24 年 4 月の五訂版では、公正取引委員会「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(平成 22 年 11 月)、同委員会「企業における独占禁止法に関するコンプライアンスの取組状況について—コンプライアンスの実効性を高めるための方策—」(平成 22 年 6 月)、同委員会「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書—平成 23 年フォローアップ調査報告書—」(平成 23 年 6 月)を踏まえた改訂を行った。

平成 28 年 3 月の六訂版では、平成 25 年 12 月の独占禁止法改正(審判制度の廃止・排除措置命令等に係る訴訟手続の整備等。平成 27 年 4 月施行)、公正取引委員会「独占禁止法第 11 条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」および「債務の株式化に係る独占禁止法第 11 条の規定による認可についての考え方」(平成 26 年 4 月)を踏まえた改訂を行った。

令和 2 年 3 月の七訂版では、六訂版刊行後の独占禁止法をめぐる諸事項を反映させた。具体的には①平成 30 年 12 月の独占禁止法の一部改正を含む「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」の施行に対応した確約手続の導入、②令和元年 6 月の改正独占禁止法の成立(課徴金減免制度の改正、課徴金の算定方法の見直し、弁護士・依頼者間秘匿特権の導入)に対応した主な運用基準等に関する記載の見直し等の改訂を行った。

今回の八訂版では、令和元年 6 月の改正独占禁止法の内容及び七訂版刊行後の独占禁止法をめぐる諸事項を反映させた。

昨今、金融行政において、ベターレギュレーションの取組が推進されており、平成 20 年 4 月には、このベターレギュレーションの取組において、「ルールベースの監督とプリンシプルベースの監督の最適な組合せ」という考え方が示され、プリンシプルベースの監督の機軸となる主要なプリンシプルが公表されている。個別銀行では、このプリンシプルを踏まえて、各々の経営方針にもとづき、独自の経営判断の下で自主的に行動することが一層強く求められている。

引き続き本手引が独占禁止法に対する理解をさらに深め、自主的行動の透明性・公正性確保の一助となることを期待している。

なお、今回の改訂に当たっては、花本浩一郎弁護士の監修を受けている。

目 次

1	独占禁止法の概要	4
	(1) 目 的.....	4
	(2) 規制内容.....	4
	(3) 銀行法等との関係.....	8
	(4) 違反に対する措置.....	8
	(5) 公正取引委員会の主な運用基準等.....	16
2	独占禁止法のコンプライアンス・プログラム	18
	(1) 経営方針としての位置付け.....	19
	(2) 独占禁止法の遵守マニュアルの作成.....	19
	(3) 行員の独占禁止法教育.....	20
	(4) 遵守状況のチェック、相談制度.....	20
	(5) 見直し体制.....	21
3	独占禁止法に関する行動指針	22
	(1) 貸出業務.....	22
	① 貸出金利に係る共同行為.....	22
	② 貸出の制限・取引先の制限等の共同行為.....	23
	③ 貸出に係る不公正な取引.....	25
	(2) 預金業務.....	33
	① 預金金利に係る共同行為.....	33
	② 営業方法の制限・商品の種類の制限等の共同行為.....	34
	③ 預金に係る不公正な取引（不当な顧客誘引）.....	35

(3) 金融商品取引業務・その他証券関連の業務.....	36
① 証券市場における取引の公正の確保.....	36
② 投資信託の販売等金融商品取引における抱き合わせ取引の禁止... ..	36
③ 不当な顧客誘引	37
④ 独占禁止法上の株式保有に係る規制.....	38
⑤ 委託元証券会社に対する不当な行為.....	39
⑥ その他証券関連の業務に係る共同行為等.....	40
(4) 委託元保険会社に対する不当な干渉.....	43
(5) その他業務.....	44
① 取引条件の差別取扱い行為.....	44
② 手数料に係る共同行為.....	44
③ フィンテック企業に対する優越的地位の濫用等.....	46
(6) 業界会合.....	47
① 業界会合のあり方.....	47
② 活動のチェックポイント.....	48
③ 第三者による事前審査の活用.....	50
 (参考資料)	
1. 金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不公正な取引方法について.....	52
2. 行政指導に関する独占禁止法上の考え方.....	61
3. 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方.....	68
4. 独占禁止法第 11 条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方.....	87
5. 債務の株式化に係る独占禁止法第 11 条の規定による認可についての考え方.....	91
6. クレジット公正取引自主基準.....	93
7. 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（抄）	99